

平成26年監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成26年度財政援助団体監査を実施し、その結果について同条第9項により次のとおり公表する。

平成26年11月21日

扶桑町監査委員 岩本幸松

扶桑町監査委員 矢嶋恵美

1. 監査の対象 愛知北農業協同組合

2. 監査実施日 平成26年11月13日(木)

3. 監査の目的及び方法

平成25年度及び26年度に町が交付した補助金が、その目的に従い適正に執行されたか、またその効果が十分に達せられているかについて、関係諸帳簿の提出と関係職員の出席を求め監査するとともに、補助金の交付団体先での現地監査を執行した。

4. 補助対象団体の概要

愛知北農業協同組合 愛知県江南市古知野町熱田72番地 0587(55)2273  
設立年月日 平成5年10月1日 5令農政第360-1号

江南市、犬山市、岩倉市、大口町、扶桑町を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民方々が組合員となって、相互扶助を共通の理念として運営される共同組織である地域農業の活性化に資することを目的としている。

5. 監査の結果及び意見

産業建設部産業環境課が行った愛知北農業協同組合を対象とする財政援助(補助金)に係る事務、出納、その他の事務の執行については、概ね適正と認められた。今後とも、補助効果の向上に一層の努力をされたい。

なお、一部において次のとおり指導事項が見受けられたので、適切な指導を図られたい。

- (1) 部会組織育成指導費補助金において、補助金の目的に基づいて補助対象経費の精査をして下さい。
- (2) 部会組織育成指導費補助金(園芸組合)において、補助金以上の繰越金があり、補助事業に沿った活用・管理が望ましいと考える。
- (3) 部会組織育成指導費補助金(農事組合)において、補助事業の支出についての明細が不在であった。今後整備するように指導して下さい。
- (4) 水田農業構造改革対策推進費補助金の産地づくり対策費において、明細一覧表を作成して管理して下さい。